

瀬戸内市教育に関する大綱について

策定の目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、地方公共団体の長が、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、大綱を定めるもの

大綱の位置付け

第2次瀬戸内市総合計画を基本とし、国の教育振興基本計画を参酌し、策定する教育に関する方向性を示すもの

期間

平成27年度を始期、平成32年度を終期とする6ヶ年間

第2次瀬戸内市総合計画

教育に関する まちづくりの主要課題

- ① 人材育成・・・学校教育、生涯学習等の取り組みを進め、まちの将来を担う人材を育成
- ② 人口減少と少子高齢化への対応・・・医療や子育て支援、高齢者福祉施策を進め、健康で子育てがしやすく、高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり
- ③ 自然、景観、伝統及び歴史・文化の継承・・・伝統文化を大切に、次の世代に継承

将来像

人と自然が織りなす
しあわせ実感都市
瀬戸内

基本構想

- 「乳幼児(0歳～5歳)とその家族」
安心して子どもを出産し、
育てることができるまち
- 「小学生・中学生・高校生
(6歳～18歳)とその家族」
子どもたちが夢を持ち続けられるまち
- 「青年期・壮年期(19歳～44歳)」
住んでいることを誇れるまち
- 「中年期(45歳～64歳)」
子どもと一緒にこのまちに住んで
よかつたと思えるまち
- 「高齢者(65歳～)」
元気に暮らせるまち
- 「人権を尊重する市民」
だれもがいきいきと明るく暮らせるまち
- 「学ぶ市民」
互いに学びあい、教えあい、
人がつながるまち
- 「将来の市民」
すばらしい自然や景観、伝統、歴史・
文化が引き継がれたまち
- 「犯罪のない
安全な生活を願う市民」
地域みんなで防犯に力を入れるまち

30年後のまちの姿

基本計画

- みんなの思いやりがあふれる人権尊重のまち
・人権教育・人権啓発を進める
- 子どもが楽しく学び成長を実感できるまち
・就学前教育の推進
・学力の向上
・学校施設・機器の整備
・児童生徒の体力向上・健康管理と安全を確保
・栄養バランスのよい学校給食の提供
・学校・園の適正規模の検討
・不登校問題の解決への取り組み
- 安心して笑顔で子育てできるまち
・子育て家庭への情報提供・相談体制の強化
・地域ぐるみで子どもを育てるための世代間や地域交流
- 働きながらできる安心して子育てできるまち
・保護者のニーズにあった保育サービスの提供
・子育て家庭を支援する多様なサービスの提供
- 子どもの成長をみんなで見守るまち
・家庭教育に関する情報や学習機会・集いの場の提供
・青少年の体験の場の提供
・地域との交流の機会の提供
- 互いに学びあい、教えあい、人がつながるまち
・学習活動を促進するための情報の発信
・身近な学習の場所の整備
・市民のニーズに応じた学習機会の提供
・学びあい、教えあい、人がつながるしくみをつくる
- スポーツを通じ健やかに暮らせるまち
・スポーツ活動の場所と機会の提供
・多様なスポーツ活動の支援
・スポーツ団体・指導者の育成
・トップレベルで活躍する選手を支援
- 歴史や文化を大切にすまち
・文化財の保護・保存の支援と情報発信
・まちが誇れる歴史・文化を次の世代に継承
・伝統文化や芸術にふれながら学習する機会の提供

H23年～H32年
(H27年度見直し)

大綱

大綱骨子素案

- 子どもが楽しく学び成長を実感できるまち
「確かな学力、豊かな心、
健やかな体の子どもの育成」
- 子どもの成長をみんなで見守るまち
「子育て・保育・教育を通して
子どもの成長を社会総がかりで支援」
- 互いに学びあい、教えあい、人がつながるまち
「生涯にわたり
自発的に学ぶ市民への効果的支援」
- スポーツを通じ健やかに暮らせるまち
「健康で活力に満ちた地域社会の形成」
- 歴史や文化を大切にすまち
「歴史・文化の保存・継承と活用の推進」

H32年度まで